

制度情報—2019年4月の法令から—

北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

『消防法』、『電子署名法』、『都市・農村計画法』、『車両・船舶税法』、『商標法』、『不正競争防止法』、『行政許可法』の8部の法律の改訂に関する決定

(発令元) 全国人民代表大会 常務委員会

(法令番号) 主席令第29号

(公布日) 2019年4月23日

(施行日) 2020年4月23日

1. 主なポイント

(1) 『商標法』について主に以下の改訂を行う。

- ① 「使用を目的としない悪意による商標登録出願は、これを却下しなければならない」との条項を追加する。
- ② 商標の専用使用権を侵害した場合の賠償金額の上限を、最高300万元から最高500万元に引き上げる。

(2) 『不正競争防止法』について、主に以下の改訂を行う。

- ① 経営者は、秘密保持義務に違反するか、権利者による営業秘密保持に関する要求に違反して、権利者の営業秘密を取得、開示、使用又は他人に使用させることを、教唆、誘導、幫助してはならないことを、明確に規定する。
- ② 不正競争により関係者に損失をもたらした場合の賠償金額の上限を引き上げる。
- ③ 営業秘密侵害の民事裁判プロセスにおいて、営業秘密の権利者が初歩証拠を提供して自らの主張する営業秘密について秘密保持の措置をすでにとっていることを証明し、かつ営業秘密が侵害されたことを合理的に表明した場合、権利侵害の被疑者は、権利者が主張する営業秘密が本法所定の営業秘密に属さないことを証明しなければならないことを、明確に規定する。

2. 今後の留意点

新たに改訂された『商標法』に基づき、裁判所が商標にかかる紛争事案を審理する場合、権利者の請求に応じ、登録商標を冒用した商品の廃棄処分を命じる。登録商標を冒用した商品の製造に主に用いられた材料、器具については廃棄処分を命じ、かつ補償を与えない。登録商標を冒用した商品は、単に冒用した登録商標を取り除いただけでは商業ルートに入れてはならない。(全8条)

自由貿易試験区の第5期改革試験運用の経験の複製・普及業務徹底に関する通知

(発令元) 国務院

(法令番号) 国函〔2019〕38号

(公布日) 2019年4月14日

(施行日) 2019年4月14日

1. 主なポイント

(1) 全国に複製・普及する改革事項

①投資管理分野：「公証に関する窓口での一括手続き」、「地域を跨ぐ税務事項のオンライン手続き」、「企業名称の自主申告制度」等5項。

②貿易の利便性向上に関する分野：「税関業務予約プラットフォーム」、「製造型輸出企業の輸出税還付サービスの事前手続き」等6項。

③実施中・実施後における監督管理措置：「審査認可の告知誓約制、市場主体の自身の信用に関する誓約及び第三者信用評価の3項目の信用情報の公示」等6項。

(2) 自由貿易試験区において複製・普及する改革事項：提携制公証機関の試験運用の推進。

2. 今後の留意点

これまでに自由貿易試験区では、累計171項の経験が全国に複製・普及されているが、今後も政府によって、他の地域に新たな自由貿易試験区が設立されようとしている。(全3条)

政府情報公開条例の改訂

(発令元) 国務院

(法令番号) 令第711号

(公布日) 2019年4月3日

(施行日) 2019年5月15日

1. 主なポイント

(1) 自主公開の範囲を拡大し、政府が情報を公開しない場合の具体的な事由を明確に規定した。

(第5条、第14条、第15条、第20条)

(2) 改訂後の条例では、公民、法人又はその他の組織が関連する政府情報の取得を申請するにあたり「自身の生産、生活、科学研究等の特殊な必要に基づく」必要があるとする条件を削除した。

2. 今後の留意点

新たに改訂された『政府情報公開条例』では、国民の利便性向上のためのサービスに対する要求がさらに強調され、情報化の強化という手段の運用により、政府の情報公開の実効性が高められている。(全56条)

社会保険料率引き下げの総合案公布に関する通知

(発令元) 国务院弁公庁

(法令番号) 国弁発〔2019〕13号

(公布日) 2019年4月1日

(施行日) 2019年5月1日

1. 主なポイント

- (1) 2019年5月1日より、都市部従業員基本養老保険の企業納付率が引き下げられており、16%を上回っているものは、16%まで引き下げられることになる。(第1条)
- (2) 失業保険、労災保険の保険料率を引き続き段階的に引き下げる。(第2条)

2. 今後の留意点

政府は今後、社会保険料の個人納付基数の上限と下限を調整・計算する方式により、一部の保険加入者や企業の社会保険料納付基数を合理的に引き下げることがを予定している。(全8条)

『会社法』の適用にかかる若干の問題に関する規定(5)

(発令元) 最高人民法院

(法令番号) 法積〔2019〕7号

(公布日) 2019年4月22日

(施行日) 2019年4月29日

1. 主なポイント

- (1) 関連取引により利益が損なわれた会社が、支配株主、実質的支配者、董事、監事、高級管理職に対し損失の賠償を請求する場合、被告が当該取引について情報の開示や、株主会又は株主総会の同意取得等の法律、行政法規又は会社定款に所定の手続きを履行していることのみを理由に抗弁しても、裁判所はこれを支持しない。会社が提訴しない場合、条件を満たす株主は裁判所に訴えを提起することができる。(第1条)
- (2) 関連取引契約が無効となるか取り消せる状況が存在し、会社が提訴していない場合、条件を満たす株主は裁判所に直接訴えを提起することができる。(第2条)
- (3) 利益分配に関する株主会又は株主総会の決議がなされた後、会社は決議に記載された期間中に利益配当を完了しなければならない。決議に期間が明記されていない場合は、会社定款の基準に従う。決議、定款のいずれにも期間についての規定がないか、規定された期間が1年を超える場合、会社は決議日から1年以内に利益配当を完了しなければならない。(第4条)
- (4) 裁判所が有限責任会社の株主間で重大な意見の相違が生じた案件を審理する際は、和解を重視しなければならない。(第5条)

2. 今後の留意点

株主会又は株主総会の決議に記載された利益配当の完了期間が会社定款所定の期間を超える場合、決議中の期間に関する内容を取り消すよう、株主より裁判所に請求することができる。

(全6条)

高級人民法院と中級人民法院が第一審の民事案件を管轄する基準を調整することに関する通知

(発令元) 最高人民法院

(法令番号) 法発〔2019〕14号

(公布日) 2019年4月30日

(施行日) 2019年5月1日

1. 主なポイント

- (1) 中級人民法院が民事案件の第一審を管轄する場合の訴訟目的額の上限は、原則として50億人民元未満とし、訴訟目的金の下限については引き続き現行規定の通り執行する。(第1条)
- (2) 高級人民法院は、訴訟目的金が50億人民元以上であるか、当管轄地におけるその他の影響が重大な民事案件の第一審を管轄する。(第2条)

2. 今後の留意点

高級人民法院で受理する案件の目的額上限の大幅な引き上げに伴い、今後高級人民法院は、主に二審及び再審等の案件を審理するようになり、原則として一審の審理は行わなくなる(中国の裁判所は、市区級の人民法院、中級人民法院、高級人民法院、最高人民法院の4階層制をとっている)。(全5条)

2019年企業負担軽減業務の実施案公布に関する通知

(発令元) 国務院 企業負担軽減部連合会議

(法令番号) 工業・情報化部運行函〔2019〕120号

(公布日) 2019年4月29日

(施行日) 2019年4月29日

1. 主なポイント

- (1) 目標任務: 2兆元の減税政策を実施し、主要業種における税負担の顕著な低減、ビジネス環境のさらなる最適化、企業の制度上の取引コスト削減を確実に実行する。(第2条)
- (2) 電気料金の付加徴収をなくし、製造業における電気代コストを低減し、一般商工業の平均電気料金をさらに10%引き下げる。インターネットの通信速度向上・料金値下げを引き続き推進し、中小企業の平均ブロードバンド利用料をさらに15%引き下げ、モバイルインターネットの平均パケット利用料を20%以上引き下げる。政府機関の所属組織、業界団体・商会、仲介機関及び政府系事業組織等の仲介サービス利用料に対する特別整理を行う。(第3条)
- (3) 複数機関の合同による「2ランダム・1公開」監督管理モデルを全面的に推進し、信用監督管理及び「インターネット+監督管理」改革を進め、市場監督管理の法執行方式を最適化する。違法者に対しては違法行為を随時取り締まり、法を遵守する者に対しては違法行為のない限り干渉しない。多元的検査、多層的検査を断固として執行する。(第3条)
- (4) 全国企業負担調査を実施し、企業の中でも特に中小企業の負担問題や、政策への要望を把握する。(第3条)

2. 今後の留意点

政府は『中小企業促進法』の関連法規の法整備を急いでおり、中小企業負担軽減のための作業が徐々に法治の軌道に乗りつつある。(全4条)

企業開設の所要時間短縮を引き続き深化することに関する意見

(発令元) 市場監督管理総局 発展改革委員会 公安部

人力資源社会保障部 税務総局

(法令番号) 国市監注〔2019〕79号

(公布日) 2019年4月10日

(施行日) 2019年4月10日

1. 主なポイント

- (1) 企業開設の所要時間につき、2019年末までに5業務日以内までの短縮を実現する。(第1条)
- (2) 企業の電子営業許可証の受領・使用を推進する。(第2条)
- (3) 名称の事前審査を廃止し、名称の自主申告と設立登記の手続きの統合を全面的に普及させる。(第2条)

2. 今後の留意点

電子印章の広範な応用を積極的に推し進め、北京市、上海市において先行して試験運用する。(全3条)

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

徐氏は、2011年3月8日にアモイ市のアパレルメーカーに入社した。最後に更新した契約書の契約期間は、2014年3月8日から2017年3月7日までであった。入社した際、徐氏は「社会保険加入自主放棄声明」に署名し、これにはアモイ市社会保険管理機関宛の「私は厦門〇〇服装会社の従業員であり、会社が私のために加入手続きを行う社会保険を自ら進んで放棄することを声明する。」という内容が記載されていた。

2016年6月28日、徐氏は会社が社会保険を付保していなかったことを理由に、労働契約の解除を主張するとともに、これにかかる経済補償金2万元余りの支払いを要求した。後に徐氏は労働仲裁を申し立てた。

2. 紛争の焦点

徐氏は自ら社会保険加入を放棄した後、会社が社会保険を付保しなかったことを理由に、会社に対し労働契約の解除及び経済補償金の支払いを求めることができるか。

3. 弁護士の分析

本件はかなり典型的なケースであり、類似のケースにおいては実際に多くの紛争が発生しており、主に以下2通りの観点が存在する。

観点1：

関連法律の規定により、社会保険の付保は使用者の法定の義務であるとされているが、徐氏が自ら「社会保険加入自主放棄声明」に署名し、会社では徐氏の意志に基づいて本人の社会保険を付保しなかったのであるから、社会保険の未付保については徐氏本人に過失がある。

事実上、徐氏は5年にも及ぶ勤務期間の中で、本件について権利を主張したことがなく、労働者が社会保険加入の放棄を選択した以上、使用者の社会保険の未付保を理由に労働契約の解除及び経済補償金を要求することは信義則に違反している。よって、法に基づき、徐氏の要求は支持されるべきではなく、会社は経済補償金を支払わなくともよい。

観点2：

徐氏は入社時に「社会保険加入自主放棄声明」に署名してはいるが、中国の労働関連法により、労働者のために社会保険加入の手続きをすることは使用者の法定の義務であると規定されており、使用者と労働者のいずれにも、社会保険に加入しないことを選択する権利はない。ゆえに当該声明は法律の強行規定に違反するため無効となり、徐氏が入社時に「社会保険加入自主放棄声明」に署名したことを理由として徐氏のために社会保険加入手続きを行う義務が免除されるという会社の主張は成立せず、会社は経済補償金を支払う必要がある。

4. 司法判断

本件の労働仲裁では、従業員が勝訴し、裁判の一番では会社が勝訴、二審では従業員が勝訴するという結果となった。

5. 留意点

『労働法』第72条の「…使用者及び労働者は必ず法により社会保険に加入し、社会保険料を納付しなければならない。」、『社会保険法』第58条の「使用者は、労働者の使用を開始した日から30日以内に従業員のために社会保険仲介機関に社会保険登記を申請しなければならない…」、同法第60条の「使用者は自ら申告し、期限内に満額で社会保険料を納付しなければならない…」との規定により、法定の社会保険を付保し、労働者のために社会保険登記手続きを行うことは、使用者の法定の義務とされている。使用者は、必ず関連の規定を厳格に厳守し、労働者のために社会保険の加入手続きを行って相応の保険料を納付しなければならず、使用者と労働者の双方とも、社会保険加入及び社会保険料の納付について選択や協議の余地はなく、この法定義務を金銭の給付或いはその他の形をもって代えることはできない。